

平成22年8月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ワ)第510号 不当利得返還請求事件 (被告アイフル株式会社関係)

平成22年7月21日口頭弁論終結

判 決

原告

同訴訟代理人弁護士 村上一也

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被告

アイフル株式会社

同代表者代表取締役 福田吉孝

同訴訟代理人支配人 伊藤孝二

主 文

- 1 被告は原告に対し、金115万6737円及び内金96万1817円に対する平成22年1月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、原被告間の継続的金銭消費貸借取引による過払元金と利得発生日の翌日から最終取引日まで民法704条前段に基づく年5分の割合による利息及びうち過払元金に対する最終取引日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める事案である。

- 1 前提事実 (争いのない事実等)

- (1) 被告は、貸金業法所定の登録を受けた貸金業者である〔弁論の全趣旨〕。
- (2) 原告は、被告との間で継続的金銭消費貸借契約を締結し、別紙計算書の「年月日」欄記載の日において、利息制限法所定の制限利率を超える約定利息による「借入金額」欄記載の借入れ又は「弁済額」欄記載の弁済を繰り返した（以下「本件取引」という）。
- (3) 本件取引につき、利息制限法所定の制限利率を超える利息部分の弁済を元本に充当し、発生した過払金に民法704条前段の年5分の利息を付し、それらを新たな借入金の弁済に充当する引き直し計算をした結果は、別紙計算書のとおりである〔弁論の全趣旨〕。

2 争点

- (1) 本件取引は一連の取引か
- (2) 被告は悪意の受益者か
- (3) 被告が返還すべき利益の範囲
- (4) 法定利息を付すべき始期

3 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)（本件取引は一連の取引か）

（原告の主張）

本件取引は、2個の基本契約に基づくが、以下の事情から、事実上1個の連続した貸付取引と評価すべきである。

ア 被告主張の第1取引（以下、それぞれ単に「第1取引」「第2取引」という）は約2年6か月にわたって継続しており、第1取引と第2取引との空白期間は全くない。

イ 原告は、第1取引の約定残債務を自己資金で完済したのではなく、第2取引の借入によって帳簿上返済したのであり、第2取引の貸付は、第1取引の存在を前提に、その債務額を差し引いて交付されている。

ウ 原告は、第1取引の基本契約書の返還を受けていない。

エ 取引に使用されるカードの失効手続はなく、第2取引に引き続き使用されている。

(被告の主張)

以下の事情から、本件取引は、以下の各取引に分けられる。

第1取引 平成10年3月19日から平成12年9月18日まで

第2取引 平成12年9月18日から平成20年4月4日まで

ア 第1取引と第2取引は、それぞれ別個の基本契約に基づくものである。

イ 第1取引は、限度額を40万円とする無担保無保証の小口融資で、契約利率年29.2%（甲B1）、包括契約として継続して借入れ、返済が可能であったのに対し、第2取引は、限度額を130万円とし、原告の妻を連帯保証人兼物上保証人（根抵当権設定者）とする担保付融資で、契約利率年24%、元利均等返済の契約である。

ウ 第2契約は、原告及び上記保証人からの任意の申込みにより、被告の適正な審査を経て締結されている。

エ 原告は、上記のとおり第2契約の申込みをしたり、第2取引のみを対象として特定調停を申し立てており、第1取引とは別個の取引であると認識していた。

オ 第1取引の契約書の返還や、取引に使用されるカードの失効手続又は返却は、取引の個別性を考えるに当たって不要である。

(2) 争点(2) (被告は悪意の受益者か)

(原告の主張)

ア 被告は、貸金業者であり、利息制限法所定の制限利率を超える返済金を受け取っているから、民法704条の「悪意の受益者」に当たる。

イ 以下の事情からみて、被告には、本件取引において、みなし弁済の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるとはいえない。

(ア) 旧貸金業法17条所定の書面（以下「17条書面」という。）及び同法18条所定の書面（以下「18条書面」という。）の交付については、具体的に原告に交付した書面をもって立証すべきであり、ひな形では足りない。

(イ) 被告が提出する17条書面、18条書面は、いずれも同法所定の要件を満たしていない。

(ウ) 悪意の受益者性の推定が覆されるためには、みなし弁済に関する被告の認識に一致する解釈を示す裁判例が相当数あったとか、その旨の学説が通説であった事情が必要であるが、そのような事情は全く存在しない。

（被告の主張）

被告には、本件取引につき、旧貸金業法43条所定のみなし弁済の適用があると認識しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がある。

ア 被告は、旧貸金業法の施行以降、平成2年1月22日判決、平成16年2月20日判決、平成17年12月15日判決などそれぞれの時期における各最高裁判決や裁判例、監督官庁の指導等を踏まえ、法定の要件を満たす17条書面及び18条書面を交付する十分な業務態勢を常に整備していた。

なお、悪意の受益者か否かの判断において、原告ごとの個別の資料による具体的立証は不要であり、業務態勢についての一般的立証で足りる。

イ 利息支払の任意性についても、被告は、従前から返済期限に遅れた顧客に直ちに弁済を請求するのではなく、諸事情に応じて対応しており、制限超過利息の弁済を事実上強制していなかったし、平成18年1月13日最高裁判決以降、速やかに、期限の利益喪失条項に制限利率の範囲内の利息支払を遅滞した場合に限る旨追記しているから、任意性要件は否定されない。

(3) 争点(3) (被告が返還すべき利益の範囲)

(被告の主張)

被告は、善意の受益者として現に利益の存する限度で返還義務を負うところ、受領した過払金の約45%相当額は法人税として納付しているから、現存利益はその55%にとどまる。

(原告の主張)

否認ないし争う。

(4) 争点(4) (法定利息を付すべき始期)

(被告の主張)

仮に被告が悪意の受益者であるとしても、民法704条前段の法定利息を付すべき始期は訴状送達日の翌日であり、そうでないとしても本件取引終了日の翌日である。

(原告の主張)

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件取引は一連の取引か) について

- (1) 証拠 (甲B1, 乙1の1・2, 乙2, 4, 9の1・2, 乙10) 及び弁論の全趣旨によれば、本件取引のうち第1取引は、平成10年3月19日ころに締結された基本契約に基づき、同日から平成12年9月18日までの間、継続的に貸付けが繰り返された取引であり、その基本契約の内容は、限度額40万円、利率年29.2%, 遅延損害金年39.931%とする、担保の約定のないものであること、第2取引は、第1取引終了前の同月8日ころの原告の申込みにより、第1取引終了と同日の同月18日ころ締結された基本契約に基づく取引で、その内容は限度額130万円 (乙2には「今回融資希望額」と別に「限度額設定希望額」の欄があり、限度額の範囲内で繰り返し貸付けが受けられるものと推認される)、利率年24%, 遅延損害金年29.

2%，原告の妻を連帯保証人とするとともに、原告とその妻の所有不動産に極度額210万円の根抵当権を設定するものであることが認められる。

さらに、本件取引の内容をみると、第1取引は、平成10年3月19日以降、複数回の借入れと、毎月1万円ないし2万円程度の返済が繰り返された後、平成12年9月18日、約定利率による残債務35万7471円全額が返済されて完済となっているが、これは第2取引が開始し、130万円の貸付けがなされたのと同じ日であり、第2取引の貸付金が第1取引の上記返済に充てられたものと推認され、別紙計算書のとおり、この返済により第1取引に過払金が発生している。

また、第1取引の契約書が返還されたと認めるに足りる証拠はなく、第1取引と第2取引に使用されたカードは、同一のカードである（乙7、8（各枝番含む）、弁論の全趣旨）。

- (2) 同一の貸主と借主との間で継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、過払金が発生することとなった弁済がされた時点においては両者の間に他の債務が存在せず、その後、両者の間で改めて金銭消費貸借に係る基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合においては、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないと解するのが相当であるが、第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第2の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間、第1の基本契約についての契約書の返還の有無、借入れ等に際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有無、第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の

基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接触の状況、第2の基本契約が締結されるに至る経緯、第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等の事情を考慮して、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができる場合には、上記充当合意が存在するものと解するのが相当である（最高裁判平成18年(受)第2268号同20年1月18日第二小法廷判決・民集62巻1号28頁）。

- (3) 本件においては、第1取引、第2取引とも継続的貸付けが予定された基本契約が締結されているが、上記最高裁判決の事案と異なり、第1取引と第2取引の間に空白期間がなく、過払金が発生することとなった弁済がされたのと同日に第2取引に基づく債務が発生しており、第2取引の貸付金をもってなされた弁済により過払金が発生したと推認されることは上記のとおりである。これに加えて、上記(1)で認定したその他の事情をも総合すれば、被告の主張を考慮しても、第1取引と第2取引は事実上1個の連続した貸付取引と評価できるから、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在すると解される。
- (4) 以上によれば、本件取引は一連の取引と認められ、第1取引で発生した過払金は第2取引の貸付金債務に充当されることになる。

2 争点(2)（被告は悪意の受益者か）について

- (1) 貸金業者が利息制限法所定の制限超過部分を利息の債務の弁済として受領し、その受領につき貸金業法43条1項のみなし弁済の適用が認められない場合には、その適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される。

- (2) 被告は、原告を含む顧客に17条書面、18条書面を交付する十分な業務態勢を常に整備していたと主張し、その裏付けのための証拠（乙6～11（枝番を含む。以下同じ））を提出している。

しかし、被告は、そもそも基本的な17条書面というべき第1取引及び第2取引の基本契約書を提出していない。また、借入れ及び返済の際のATM伝票の内容について、説明書（乙6）及び被告用控えであるATMジャーナルの写し（乙7、8）は提出されているが、具体的にどのような用紙を使用していたのかを裏付ける証拠がなく（上記説明書は訴訟用に被告が作成した書面に過ぎない）、例えば、上記説明書で引用する「裏面」の記載内容も不明である。

被告は、悪意の受益者か否かの判断において、原告ごとの個別の資料による具体的立証は不要であり、業務態勢についての一般的立証で足りるとも主張するが、その主張の当否を一応置くとしても、本件各証拠からは、そのような一般的な業務態勢を認定することもできない。

したがって、本件取引について、17条書面及び18条書面としてどのような書面が交付されていたのか、それがみなし弁済の要件を満たすものかは不明というほかなく、被告においてみなし弁済の適用があるとの認識を有しており、それについてやむを得ない特段の事情があったとは認められない。

- (3) また、超過利息支払の任意性の要件について、被告は、最2小判平成18年1月13日・民集60巻1号1頁の言渡し以降も否定されないとするが、原告との関係において、具体的に支払の任意性が認められたり、被告において支払の任意性があると認識し、かつ、それについてやむを得ない特段の事情があったとは認められない。

- (4) 以上によれば、被告は、民法704条の「悪意の受益者」と認められる。

3 争点(4)（法定利息を付すべき始期）について

過払金に対する民法704条前段所定の利息は、過払金発生時から発生する

と解されるから、被告の主張はいずれも採用できない。

- 4 したがって、その余の点を判断するまでもなく、被告は原告に対し、別紙計算書の最終取引日の「残元金」欄記載の過払元金、「未払過払利息」欄記載の利息及び過払元金に対する最終取引日の翌日から年5分の割合による利息を支払う義務を負う。

以上によれば、原告の請求には理由がある。

東京地方裁判所民事第48部

裁判官 頼 晋 一

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	未払過払利息
1	1998/3/19	200,000		0.18				200,000		
2	1998/5/7		13,999	0.18	49	4,832	0	190,833	0	0
3	1998/6/8		9,992	0.18	32	3,011	0	183,852	0	0
4	1998/7/2		20,000	0.18	24	2,176	0	166,028	0	0
5	1998/8/8		11,000	0.18	37	3,029	0	158,057	0	0
6	1998/8/11	30,000		0.18	3	233	233	188,057	0	0
7	1998/9/8		9,863	0.18	28	2,596	0	181,023	0	0
8	1998/10/9		10,000	0.18	31	2,767	0	173,790	0	0
9	1998/11/10		9,863	0.18	32	2,742	0	166,669	0	0
10	1998/12/14		10,133	0.18	34	2,794	0	159,330	0	0
11	1999/1/13		9,267	0.18	30	2,357	0	152,420	0	0
12	1999/2/15		10,000	0.18	33	2,480	0	144,900	0	0
13	1999/3/12		10,000	0.18	25	1,786	0	136,686	0	0
14	1999/4/14		20,000	0.18	33	2,224	0	118,910	0	0
15	1999/5/6		10,000	0.18	22	1,290	0	110,200	0	0
16	1999/6/9		10,000	0.18	34	1,847	0	102,047	0	0
17	1999/7/8		10,000	0.18	29	1,459	0	93,506	0	0
18	1999/8/14		10,000	0.18	37	1,706	0	85,212	0	0
19	1999/8/18	80,000		0.18	4	168	168	165,212	0	0
20	1999/9/8		10,000	0.18	21	1,710	0	157,090	0	0
21	1999/10/14		11,000	0.18	36	2,788	0	148,878	0	0
22	1999/11/4		10,000	0.18	21	1,541	0	140,419	0	0
23	1999/12/10		20,000	0.18	36	2,492	0	122,911	0	0
24	2000/1/6		10,000	0.18	27	1,635	0	114,546	0	0
25	2000/2/2		10,000	0.18	27	1,521	0	106,067	0	0
26	2000/2/3	40,000		0.18	1	52	52	146,067	0	0
27	2000/3/6		10,000	0.18	32	2,298	0	138,417	0	0
28	2000/3/10	210,000		0.18	4	272	272	348,417	0	0
29	2000/4/3		20,000	0.18	24	4,112	0	332,801	0	0
30	2000/5/1		18,635	0.18	28	4,582	0	318,748	0	0
31	2000/5/16	20,000		0.18	15	2,351	2,351	338,748	0	0
32	2000/6/1		20,000	0.18	16	2,665	0	323,764	0	0
33	2000/7/3		20,000	0.18	32	5,095	0	308,859	0	0
34	2000/8/2		20,000	0.18	30	4,556	0	293,415	0	0
35	2000/9/2		20,000	0.18	31	4,473	0	277,888	0	0
36	2000/9/18		357,471	0.18	16	2,186	0	-77,397	0	0
37	2000/9/18	1,300,000		0.15	0	0	0	1,222,603	0	0
38	2000/9/18		60,000	0.15	0	0	0	1,162,603	0	0
39	2000/10/2		16,376	0.15	14	6,670	0	1,152,897	0	0
40	2000/11/1		30,000	0.15	30	14,174	0	1,137,071	0	0
41	2000/11/30		27,400	0.15	29	13,514	0	1,123,185	0	0
42	2001/1/4		30,000	0.15	35	16,116	0	1,109,301	0	0
43	2001/2/2		30,000	0.15	29	13,220	0	1,092,521	0	0
44	2001/3/2		30,000	0.15	28	12,571	0	1,075,092	0	0
45	2001/4/2		24,800	0.15	31	13,696	0	1,063,988	0	0
46	2001/5/1		30,000	0.15	29	12,680	0	1,046,668	0	0
47	2001/6/3		30,000	0.15	33	14,194	0	1,030,862	0	0
48	2001/7/4		26,100	0.15	31	13,132	0	1,017,894	0	0
49	2001/8/9		30,000	0.15	36	15,059	0	1,002,953	0	0
50	2001/9/2		35,000	0.15	24	9,892	0	977,845	0	0
51	2001/10/3		30,000	0.15	31	12,457	0	960,302	0	0
52	2001/11/1		40,000	0.15	29	11,444	0	931,746	0	0
53	2001/12/4		20,000	0.15	33	12,636	0	924,382	0	0
54	2001/12/27		30,000	0.15	23	8,737	0	903,119	0	0
55	2002/2/1		30,000	0.15	36	13,361	0	886,480	0	0
56	2002/3/7		15,000	0.15	34	12,386	0	883,866	0	0
57	2002/4/10		25,000	0.15	34	12,349	0	871,215	0	0
58	2002/4/12		3,500	0.15	2	716	0	868,431	0	0
59	2002/5/13		30,000	0.15	31	11,063	0	849,494	0	0
60	2002/6/14		25,000	0.15	32	11,171	0	835,665	0	0
61	2002/6/21		2,294	0.15	7	2,403	109	835,665	0	0
62	2002/7/8		29,000	0.15	17	5,838	0	812,612	0	0
63	2002/8/13		28,439	0.15	36	12,022	0	796,195	0	0
64	2002/9/11		30,000	0.15	29	9,488	0	775,683	0	0
65	2002/10/18		28,000	0.15	37	11,794	0	759,477	0	0
66	2002/11/13		28,000	0.15	26	8,114	0	739,591	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	未払過払利息
67	2002/12/17		29,000	0.15	34	10,334	0	720,925	0	0
68	2003/1/14		30,000	0.15	28	8,295	0	699,220	0	0
69	2003/2/14		27,411	0.15	31	8,907	0	680,716	0	0
70	2003/3/20		28,761	0.15	34	9,511	0	661,466	0	0
71	2003/4/15		28,743	0.15	26	7,067	0	639,790	0	0
72	2003/6/12		30,000	0.15	58	15,249	0	625,039	0	0
73	2003/7/15		30,000	0.15	33	8,476	0	603,515	0	0
74	2003/8/6		20,000	0.15	22	5,456	0	588,971	0	0
75	2003/8/21		7,000	0.15	15	3,630	0	585,601	0	0
76	2003/8/29		28,416	0.15	8	1,925	0	559,110	0	0
77	2003/10/1		30,000	0.15	33	7,582	0	536,692	0	0
78	2003/11/3		27,639	0.15	33	7,278	0	516,331	0	0
79	2003/12/1		28,821	0.15	28	5,941	0	493,451	0	0
80	2004/1/5		30,000	0.15	35	7,094	0	470,545	0	0
81	2004/2/5		30,000	0.15	31	5,978	0	446,523	0	0
82	2004/3/13		30,000	0.15	37	6,771	0	423,294	0	0
83	2004/4/17		28,000	0.15	35	6,071	0	401,365	0	0
84	2004/5/25		30,000	0.15	38	6,250	0	377,615	0	0
85	2004/6/16		30,000	0.15	22	3,404	0	351,019	0	0
86	2004/7/20		28,000	0.15	34	4,891	0	327,910	0	0
87	2004/8/5		28,000	0.15	16	2,150	0	302,060	0	0
88	2004/9/11		28,000	0.15	37	4,580	0	278,640	0	0
89	2004/10/22		30,000	0.15	41	4,682	0	253,322	0	0
90	2004/12/2		55,000	0.15	41	4,256	0	202,578	0	0
91	2004/12/16		29,000	0.15	14	1,162	0	174,740	0	0
92	2005/1/17		30,000	0.15	32	2,295	0	147,035	0	0
93	2005/2/4		27,106	0.15	18	1,087	0	121,016	0	0
94	2005/3/17		29,000	0.15	41	2,039	0	94,055	0	0
95	2005/3/18	220		0.15	1	38	38	94,275	0	0
96	2005/3/18		599,800	0.15	0	0	0	-505,487	0	0
97	2005/3/18	5,574		0.15	0	0	0	-499,913	0	0
98	2005/3/18		5,574	0.15	0	0	0	-505,487	0	0
99	2005/4/4		3,100	0.15	17	0	0	-508,587	-1,177	-1,177
100	2005/5/4		12,667	0.15	30	0	0	-521,254	-2,090	-3,267
101	2005/6/7		12,702	0.15	34	0	0	-533,956	-2,427	-5,694
102	2005/7/5		13,002	0.15	28	0	0	-546,958	-2,048	-7,742
103	2005/8/4		12,400	0.15	30	0	0	-559,358	-2,247	-9,989
104	2005/9/5		12,700	0.15	32	0	0	-572,058	-2,451	-12,440
105	2005/10/5		12,703	0.15	30	0	0	-584,761	-2,350	-14,790
106	2005/11/7		12,709	0.15	33	0	0	-597,470	-2,643	-17,433
107	2005/12/2		12,700	0.15	25	0	0	-610,170	-2,046	-19,479
108	2005/12/29		13,000	0.15	27	0	0	-623,170	-2,256	-21,735
109	2006/2/6		12,400	0.15	39	0	0	-635,570	-3,329	-25,064
110	2006/3/1		12,700	0.15	23	0	0	-648,270	-2,002	-27,066
111	2006/4/5		12,703	0.15	35	0	0	-660,973	-3,108	-30,174
112	2006/5/1		12,700	0.15	26	0	0	-673,673	-2,354	-32,528
113	2006/6/5		12,700	0.15	35	0	0	-686,373	-3,229	-35,757
114	2006/7/7		12,711	0.15	32	0	0	-699,084	-3,008	-38,765
115	2006/8/10		13,000	0.15	34	0	0	-712,084	-3,256	-42,021
116	2006/9/14		12,462	0.15	35	0	0	-724,546	-3,414	-45,435
117	2006/10/27		12,791	0.15	43	0	0	-737,337	-4,267	-49,702
118	2006/12/16		25,612	0.15	50	0	0	-762,949	-5,050	-54,752
119	2007/1/5		12,700	0.15	20	0	0	-775,649	-2,090	-56,842
120	2007/3/5		25,521	0.15	59	0	0	-801,170	-6,268	-63,110
121	2007/5/7		25,548	0.15	63	0	0	-826,718	-6,914	-70,024
122	2007/7/5		25,549	0.15	59	0	0	-852,267	-6,681	-76,705
123	2007/9/5		25,550	0.15	62	0	0	-877,817	-7,238	-83,943
124	2007/12/4		24,000	0.15	90	0	0	-901,817	-10,822	-94,765
125	2008/1/30		30,000	0.15	57	0	0	-931,817	-7,031	-101,796
126	2008/4/4		30,000	0.15	65	0	0	-961,817	-8,274	-110,070
127	2010/1/8			0.15	644	0	0	-961,817	-84,850	-194,920
128				0.15	0	0	0	0	0	0
129				0.15	0	0	0	-1,156,737		

これは正本である。

平成22年 8 月 25 日

東京地方裁判所民事第48部

裁判所書記官

黒川篤法

